

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政
令案要綱

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一
条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とするものとすること。